

第6章 歴史的風致の維持及び向上に必要な事項

イ. 文化財の保存及び活用に関する事項

(1) 金沢市全域における事項

①文化財の保存・活用の現況と今後の方針

本市は、昭和50年(1975)、文化財保護法の伝統的建造物群保存地区制度の創設と同時に「東山ひがし」地区を対象に保存対策調査を実施している。昭和52年(1977)には「金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例」を制定し、同地区の重要伝統的建造物群保存地区の選定を目指した。以後、本市は地元住民との協議を断続的に続け、平成13年(2001)5月、住民同意を得て伝統的建造物群保存地区の都市計画決定を行った。同年11月、「東山ひがし」は重要伝統的建造物群保存地区としての選定を受け、歴史的な街並みの保存を図っている。さらに、平成20年(2008)には「主計町」地区、平成23年(2011)には「卯辰山麓」地区、平成24年(2012)には「寺町台」地区が重要伝統的建造物群保存地区の選定を受け、同様に歴史的な街並みの保存を図っている。

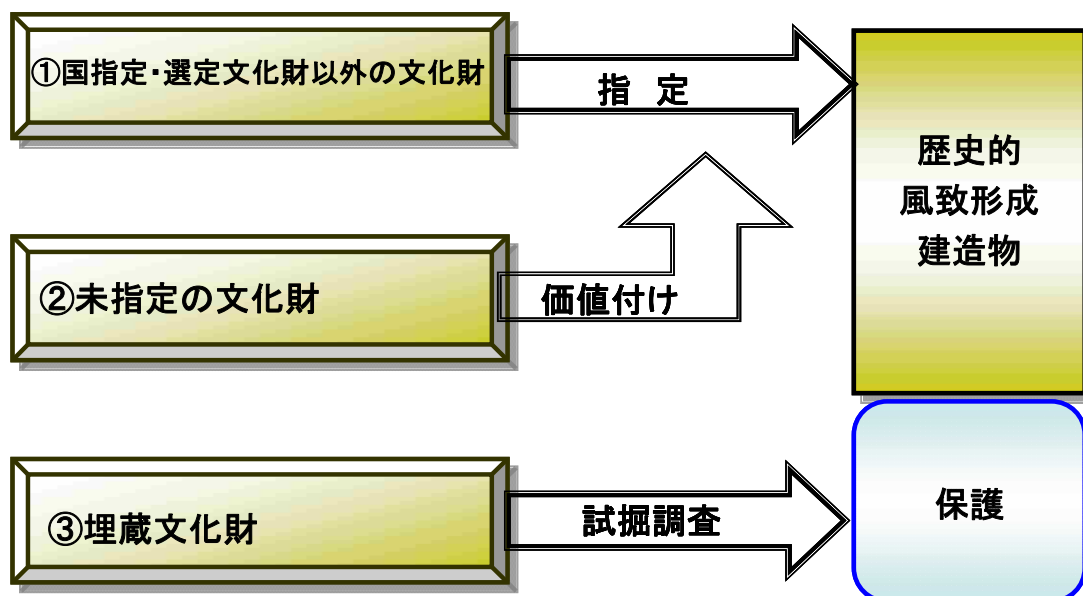
さらに、平成19、20年度には「城下町金沢及び周辺域」を対象とする文化的景観保護のための調査を実施している。その成果により、景観行政団体である本市が景観計画(平成21年3月公布)に「文化的景観区域」として位置付けた旧城下町区域と卯辰山区域の中から、「金沢城跡周辺」と「卯辰山公園」の2地区、並びに「犀川」・「浅野川」・「大野庄用水」・「鞍月用水」・「辰巳用水」・「惣構跡」の構成要素を特定し、平成22年(2010)に「金沢の文化的景観 城下町の伝統と文化」として重要文化的景観の選定を受けた。今後、その貴重な文化的景観を保全するための取り組みを進めていく。

一方、このような文化財の面的な保護とともに、単体個別の文化財についても調査・研究し、その価値に基づき指定・登録等を受けたものについてその保護を図っている。平成21年(2009)、「加賀藩主前田家墓所」が国史跡、平成22年(2010)、「辰巳用水」が国史跡、「末浄水場園地」が国名勝に指定され、調査・研究が成果を上げている。

今後、県、市指定文化財のうち歴史的風致の維持及び向上に寄与するものについて、歴史的風致形成建造物としての指定を併せて図る。また、市指定の文化財は、史料の調査や修理事業等にあわせて現地調査を実施し、新たな知見に基づき価値の再評価を行う。

国登録有形文化財建造物など外観保存を基本とする緩やかな保護措置の図られている建造物について、歴史的風致の維持及び向上に寄与するものを歴史的風致形成建造物としての指定を併せて図る。

さらに、市内に分布する未指定の歴史的建造物等については継続して調査を実施し、調査で明らかとなった価値に基づき必要な価値付けを行っていく。また、歴史的風致の維持及び向上に寄与するものについては、歴史的風致形成建造物として指定し保護の措置を図る。



文化財の保存及び活用に関する基本的考え方

文化財の現状変更及び管理に関しては、許可、指導及び助言等を行いながら、その保存と活用に努めている。文化財の保存に必要な日常管理は基本的に所有者または管理者により実施されているが、今後も継続して文化財の現状把握と不具合の早期発見に努める。

文化財はその本来の機能や用途を維持することが重要であるが、その価値を損なわない範囲で新たな機能や用途を付加した活用も近年見られ、今後も文化財の価値に配慮した活用を図りながらその魅力をさらに高めていくものとする。

文化財の保存・活用に関して、個々の文化財が有する価値を後代へ継承するため、その維持・保存に万全を尽くし、その文化財的価値を積極的に活用しながら内外に広く情報発信することにより、市民の文化の向上に資するとともに文化財自体の魅力と存在価値をさらに高めていくことを基本とする。

個々の文化財の保存・活用に関して保存管理計画、整備計画が有用であるが、作成されていないのが現状である。今後、可能な限りそれらの計画を作成することとしており、その間においては法令等に基づき適切に文化財の保存・活用を行うものとする。

②文化財の修理（整備）に関する方針

文化財の保護はその価値を維持することが最重要であり、その修理については現状修理を基本とし、解体修理など大規模な修理においては、詳細調査及び史料調査などを実施し、新たな知見に基づく文化財価値の再評価に努めるものとする。

一方、歴史性を踏まえた文化財の整備においては、歴史的真正性を最大限確保するため、過去の調査記録などの成果を活用し、類例についての調査・研究も行った上で、それら知見を踏まえた総合的見地から整備を図るものとする。

なお、指定文化財において必要な修理に対しては、適宜関係機関との連携を図りながら補助するとともに、必要な技術的支援を行ってきたが、今後も引き続き関係機関との協力のもと適切な文化財の修理を行うものとする。

③文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

文化財の存在とその価値を広く理解することがその保存・活用のための第一歩であり、そのために文化財の所在を示す公共サインを整備するとともに、現地でその内容が容易に理解できるよう説明板や解説資料の充実を図る。

また、文化財を一連のものとして捉えるため、点在する文化財を結ぶ特に歩行者のためのルートを設定し、必要な整備を行うこととする。

④文化財の周辺環境の保全に関する方針

文化財の周辺環境は多様な要素で構成されており、その変化は文化財に大きな影響を与えるため、文化財の価値や魅力が大きく損なわれないよう注意し、その保全を図る。このため、景観法、都市計画法及び本市の独自条例による規制、制度の積極的な活用を図る。

また、歴史的風致の維持及び向上を図るための整備事業や文化財を活用するための便益施設を整備する場合は、文化財及びその周囲の景観や環境との調和を図る。

⑤文化財の防災に関する方針

文化財の火災被害を少なくするため、全ての文化財（建造物）について消防法で義務化されている自動火災報知設備及び消火器具については、その設置及び更新を図る。また、義務化されていない場合においても文化財の現状に鑑み、屋内消火栓や放水銃等の消火設備や避雷針設備等の防災設備設置を推進し、火災被害の危険軽減を図る。

さらに、広く防災意識を高揚するため、所有者、管理者、地域住民、消防署が一体となった防災訓練を定期的実施する。

一方、文化財の耐震診断を推進し、文化財保存のための修理工事等に併せ可能な範囲で耐震補強工事を行う。

⑥文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針

文化財の存在とその価値について広く理解を得るため、文化財の公開に努め、誰もが文化財を気軽に見学し親しむことのできる機会を設定する。文化財の非公開部分の期間限定での一斉公開を図るほか、現地解説、公開講座等を実施し併せて平易な解説資料を作成して配布する。また、文化財関連のホームページを充実し、本市の体系的な文化財情報の発信に努める。

さらに、文化財建造物等を会場とするコンサート等の事業の開催、歴史的背景に基づく「百万石まつり」への文化財保持団体の参加促進を図るなど、ソフト事業による活用効果も高めながら文化財の普及・啓発に努めるものとする。

⑦埋蔵文化財の取り扱いに関する方針

周知の埋蔵文化財包蔵地については、文化財保護法に基づく保護を図る上でその現状の把握に努め、適切な保護の措置を図っているが、今後も県との連携を図りながら継続して取り組んでいく。また、旧城下域の遺跡や城下町と密接な関係を有していた周辺地域の集落についても県と連携しながら保護すべき対象やその範囲について検討し、必要な保護の措置を図る。

周知の埋蔵文化財包蔵地以外の場所における開発行為等については、未発見の埋蔵文化財の保護にも万全を期すため、民間事業者の開発行為、農地転用時には市関係部局との合議によりそれらの事前把握に努め、事業者との事前協議を実施し、必要に応じて試掘確認調査を行うなど、開発事業と文化財保護の整合に努める。また、特に公共事業の実施においては、埋蔵文化財について特段の配慮を行うものとする。

⑧文化財の保存・活用に係る教育委員会の体制と今後の方針

「金沢市文化財保護条例」に基づく本市の文化財保護審議会が教育委員会に設置されている。審議会は、教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する事項を調査・審議し、これらの事項について教育委員会に答申する。組織は、学識経験者 10 人で構成されている。

なお、各専門分野は、美術工芸 2 名、考古 2 名、植物 1 名、建造物 1 名、歴史 1 名、民俗 1 名、名勝地 1 名、工芸技術 1 名となっている。

今後、審議会は本市の未指定文化財の調査、発掘とその価値付けに必要な資料の収集などに関してさらに指導的立場を発揮し、本市の文化財保護について積極的支援を行うものとする。

⑨文化財の保存・活用に関わる住民、NPO 等各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

本市では、小学校校区を単位とした地域活動、コミュニティ活動の場が確立しており、これらを中心として地域に根付いた伝統行事が活発に行われ、文化財等を通じて地域の歴史を住民が学ぶ機会も増加している。さらに、地域の文化財への関心が高まる中で、その保存・活用のあり方について考える「まちづくり協議会」の発足なども見られる。本市では、主にこのような校区を中心とした地域活動がいわゆる市民団体活動の役割を担ってきたといえるが、近年では町家の保存と活用を図ることを目的とする N P O が設立されるなど、市民団体活動の取り組みも活発化している。

今後、このような各種団体の多様な活動をさらに活発にするため、必要な情報を提供し、人材の育成を図るなど官民協働による文化財の保存・活用体制を構築していく。

(2) 重点区域に関する事項

①文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画

重点区域における歴史的風致に関わる国指定、選定文化財及びそれ以外の文化財の指定件数は下記表のとおりである。

表 重点区域の国指定文化財などの指定件数(平成 28 年 12 月時点)

区 分		国指定 ・選定	県指定	市指定	登録文化財	市独自条例	合 計
有形文化財	建 造 物	10	16	18	67	53	164
無形文化財	工芸技術	1	1				2
	芸 能		1	2			3
民俗文化財	有 形	1	1	2	1		5
	無 形		1	3			4
記念物	遺 跡	3		4			7
	名勝地	2	3	5			10
	植 物	2	1	1			4
	地質鉱物						0
文化的景観		1					1
伝統的建造物群		4					4
合 計 (件)		24	24	35	68	53	204

重点区域内の国指定文化財は国指定重要文化財（建造物）が 10 件、記念物が 7 件あり、重要文化的景観が 1 地区、重要伝統的建造物群保存地区が 4 地区選定されている。また、1 件の無形文化財があり、1 件の有形民俗文化財がある。本市の国指定、選定文化財（美術工芸品を除く）の 65%が重点区域内に位置する。

重点区域内の石川県指定文化財は有形文化財（建造物）が 16 件、記念物が 4 件ある。また、1 件の有形民俗文化財と 1 件の無形民俗文化財がある。本市の県指定文化財（美術工芸品を除く）の 67%が重点区域内に位置する。

重点区域内の金沢市指定文化財は有形文化財（建造物）が 18 件、記念物が 10 件ある。また、2 件の無形文化財があり、2 件の有形民俗文化財と 3 件の無形民俗文化財がある。本市の市指定文化財（美術工芸品を除く）の 55%が重点区域内に位置する。

重点区域内の国登録有形文化財（建造物）は 67 件で、本市の国登録有形文化財（建造物）の 63%が重点区域内に位置する。

重点区域内の本市独自条例による保存対象物及び登録建造物は 53 件である。本市独自条例による保存対象物及び登録建造物の 73%が重点区域内に位置する。

以上、歴史的風致に関連する本市の国指定文化財など全体の 64%が重点区域内に分布している。

これらの文化財は、重点区域の歴史的風致を形成する重要な構成要素であり、歴史的風致の維持及び向上を図るため積極的な保存・活用を図る。文化財の保存及び活用に関してはその両立を図るため、事前に文化財保護に必要な事項を明確にし、保存すべき箇所や活用のため変更が可能な箇所を明らかにしておくことが重要であり、そのためには保存活用計画が有用である。しかしながら、現在は「東山ひがし」、「主計町」、「卯辰山麓」及び「寺町台」の国選定重要伝統的建造物群保存地区においてのみ保存計画が作成されている。今後、重要文化財（建造物）保存活用計画策定指針など指針に則って個々の文化財の保存活用計画の作成に努め、保存管理、環境保全、防災、活用に関して計画に基づき適正な実施を図るものとする。

また、文化財の保存に必要な日常管理は基本的に所有者または管理者により実施されているが、文化財の不具合については専門家による現場（現物）確認が最も有効である。現在、県、市が任命する専門家による定期的な現地パトロールを実施しており、今後も継続して文化財の現状把握と不具合の早期発見に努める。

②文化財の修理（整備）に関する具体的な計画

国指定文化財の現状変更または保存に影響を及ぼす行為（以下、現状変更等という）は文化庁長官の許可が必要であるが、現状変更等が伴う可能性がある場合は文化財の価値を損なわないために、関係機関と事前に十分な協議、検討を行うものとする。また、県、市指定の文化財等についても、その根拠条例に基づき適正な措置を行う。

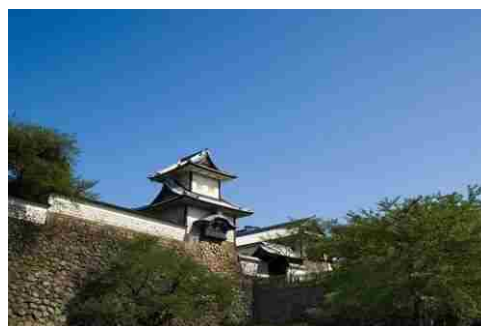
また、未指定の文化財等の整備に関しても事前に詳細調査等を実施し、整備によってその価値が損なわれないよう計画段階で十分な配慮を行うこととする。

重点区域における文化財は歴史的風致を形成する重要な構成要素であり、特に建築年代や建築様式等の異なる多種多様な存在が金沢の歴史的層性を明確に示し、その歴史的風致を特徴付けている。このことから、文化財の修理においては文化財本来の価値を維持することを基本として計画・実施する。

また、復元等の整備においては遺構の保護に留意し、類例調査や史料調査に基づく研究を前提に真実性に依拠した整備を図る。

i) 金沢城跡（国指定史跡）

金沢城は、小立野台地の先端に築かれた近世城郭で、加賀藩前田家の居城として金沢城下町の中心に位置した。現在のかたちは寛永8年（1631）の大火後に整備されたもので、宝暦9年（1759）の大火や文化5年（1808）の火災で城内の建物は焼失と再建を繰り返し明治維新を迎え、現在、兼六園とともに加賀百万石の城下町をシンボリックにイメージさせる代表的な文化財建造物である石川門や三十間長屋、金沢城土蔵（鶴丸倉庫）の国指定重要文化財（建造物）が藩政時代の姿を見せ、明治以降の陸軍関連施設である旧第六歩兵旅団指令部庁舎や弾薬庫跡の近代建築が残されている。また、金沢城跡の石垣は各時代で積み方の異なる様々の石垣が見られることから「石垣の博物館」とも呼ばれ貴重な歴史遺産でもある。なお、平成13年（2001）、菱櫓・五十間長屋・橋爪門続櫓が史料に基づき文化6年（1809）再建当時の姿に木造で復元されている。また、現在、石川門の保存修理事業〔平成18～25年度〕や金沢城公園第二期整備事業が進められている。



金沢城跡においては、その価値に鑑み城跡の建造物について修理を進めその保護を図る。さらに、失われた関連建造物についての調査・研究を進め、可能なものについて復元を検討する。

〔平成7～29年度、金沢城公園第二期整備事業〕

- 建造物：「石川門」の保存修理とともに、「河北門」と「橋爪門（二の門）」の復元による金沢城三御門の整備
「鼠多門」、「鼠多門橋」の復元整備
- 堀：「いもり堀」の段階復元、水堀化
- 石垣：「修築」等の保全対策、「回廊」の継続的な整備
- 庭園：「玉泉院丸庭園」の調査検討
- 便益施設等：展示・休憩施設の整備

ii) 兼六園（国指定特別名勝）

兼六園は、築山・林泉・廻遊式庭園で、近世大名庭園の日本を代表する庭園として特別名勝に指定されており、水戸の偕楽園、岡山の後楽園とともに日本三名園のひとつに数えられている。兼六園の作庭は、5代藩主綱紀から13代藩主斉泰までの200年余の歳月をかけて行われており、明治以降の公園利用を経て現在のかたちとなった。兼六園の名は「洛陽名園記」の句からとられたもので、宏大、幽水、人力、蒼古、水泉、眺望の6つの景勝を兼ね備えているところにちなんだものである。

庭園全体に統一感を出しているのが、辰巳用水を利用した遣水であり、その水は、池や流れ、噴水や滝となって庭園の各所に多様な景観をつくり出している。もうひとつの特徴は、自然主義に基づき作庭されていることであり、同時期の大名庭園に見られる造形性や象徴性は極めて少ない。

現在、石川県が管理事務所を置き、専属の庭師等による維持、管理が行われているが、世界に誇る庭園の価値に鑑み、今後も樹木、池泉の水質などの維持、管理を徹底し、庭園景観の保護を図る。

霞ヶ池を最初に掘った土で築山された栄螺山山頂の直下にある石垣等にゆがみが生じており、今後、修復を計画する。



iii) 成巽閣（国指定重要文化財（建造物））

成巽閣は、加賀藩 13 代藩主斉泰が文久 3 年（1863）母真龍院のため旧竹沢御殿の跡地に造営した巽新殿の一部遺構であり、兼六園が一般公開された明治 7 年（1874）以降に成巽閣と呼ばれるようになった。

成巽閣は木造 2 階建て、寄棟造こけら葺きの建物で、対面所として使われた謁見の間は上段 18 畳、次の間 18 畳の 2 間から成り、上段の間は床、違棚、付書院、帳台構を備えた本格的な書院造の形式である。謁見の間北側には書院、茶室及び水屋から成る清香軒がある。謁見の間東側にはかつて真龍



院の休息部屋であった松の間、居間であった蝶の間があり、中央の 36 畳広間の南側には亀の間、中の間、納戸の間がある。これら諸室の外側に鮎の廊下、つくしの廊下、万年青の廊下、貝の廊下が付く。このうち、つくしの廊下と呼ばれる一間幅の広縁は、長さ九間半の縁桁を通し、柱を一本も入れず深い軒を拮梁で支える。2 階には群青の間、越中の間、網代の間などがあり、これら諸室の壁、天井には群青、赤、紫などの色が用いられている。

庭園は、清香軒に面する飛鶴庭のみが国指定名勝となっていたが、平成 29 年 2 月 9 日に近代を経て作庭された中庭（つくしの縁庭園、万年青の縁庭園）、前庭が追加指定された。

近年、こけら葺きの損傷が激しくなっており、雨漏りなどの被害を未然に防止するため葺き替えを実施している。[平成 21～22 年度、保存修理事業]

iv) 大乘寺仏殿（国指定重要文化財（建造物））

大乘寺は野田山丘陵の一画に位置する禅宗寺院で、加賀守護富樫家により弘長 3 年（1263）野々市に建立されたが、戦乱の中で幾度も焼失し移転を余儀なくされ、元禄年間に金沢城下から現在地に移転した。

仏殿は、入母屋造こけら葺き。棟札により、元禄 15 年（1702）上梁、宝永 3 年（1706）に竣工したことがわかる。桁行柱間 3 間・梁行柱間 3 間、一重裳階付きで大乘寺伽藍の中心を成す。裳階の外まわり柱間には、正面



では中央柱間 3 間に方立をたて両折棧唐戸を吊り、両端の柱間に花頭窓を開ける。両側面では手前の柱間 1 間に内開きの両折棧唐戸を吊り、中央柱間に花頭窓を開ける。背面では中央柱間に両折棧唐戸を吊り、両端柱間に丸窓を開けその他は全て板壁としている。

近年こけら葺きの損傷がひどくなっており、雨漏りなどの被害を未然に防止するため葺き替えを計画する。[平成 22～24 年度、保存修理事業]

v) 「東山ひがし」「主計町」(国選定重要伝統的建造物群保存地区)

金沢の 3 茶屋街のうち「東山ひがし」と「主計町」の 2 つの茶屋街は、国の重要伝統的建造物群保存地区として選定されている。

これまで、街並みの保存を図るため伝統的建造物の保存・修理、一般建造物の修景・整備等を実施してきたが、引き続き計画期間内においても同事業を実施し、街並みの保存・修景を図る。[平成 20 年度～29 年度、伝統的建造物群保存地区保存対策事業]

vi) 主計町(国選定重要伝統的建造物群保存地区)

「主計町」は、旧北国街道が浅野川を渡る浅野川大橋たもと左岸下流に位置しており、藩政時代後期頃から成立したと考えられる茶屋街の街並みが残り、茶屋文化を今日に伝えている。

伝統的建造物は明治期から昭和初期に建築されたものが多く、最盛期に 3 階建てに増築された町家が浅野川に面して建ち並んでいる。裏通りには茶屋様式を維持した町家があり、地区の景観は変化に富んでいる。



平成11年(1999)には全国で初めて旧町名が復活している。

地区内で中の橋たもとに面する主計町緑水苑は、昭和 63 年度(1988)に金沢市政百周年を記念して西内惣構堀の流水を活用して整備された公園であるが、発掘調査により明らかとなった堀の変遷を考慮した復元整備を行った。[平成 20～21 年度、西内惣構堀(緑水苑)復元事業]

vii) 東山ひがし(国選定重要伝統的建造物群保存地区)

「東山ひがし」は金沢城の北東、浅野川の北側に位置しており、文政 3 年(1820)に公許された茶屋街の街並みが残り、茶屋文化を今日に伝えている。

伝統的建造物は茶屋様式の町家



であり、1階正面出格子に細かな割の格子（キムスコ）を備え、2階は正面を高くし座敷を置き、通りに面して縁を通して雨戸を引き通す。屋根は当初、石置き板葺きであったが、現在では防災上のため棧瓦葺きとするか金属板葺きとなっている。藩政時代後期の敷地割りがよく残り、全国的にも稀少な茶屋様式の優れた意匠を有する町家が数多く残っている。

本市はこれまで「東山ひがし」の無電柱化を推進してきたが、地区内には未整備箇所があるため、今後その箇所の無電柱化を図る。〔平成23～29年度、ひがし茶屋街（重伝建地区内）無電柱化事業〕

viii) 志摩（国指定重要文化財（建造物））

志摩は東山ひがし重要伝統的建造物群保存地区内に建つ茶屋建築である。文政3年（1820）の茶屋街創設当初の建築で、表構えは茶屋様式の特徴である2階の階高が高く、2階前に縁を通し雨戸を引き通す。1階は正面に出格子を付け、大戸を備えている。1、2階の座敷廻りには、要所に面皮柱を用い、全体に濃い色づけを施し、弁柄色の土壁や具象的な図案の金物等で独特の瀟洒で華やかな室内をつくる。



平成29～30年度には、耐震性能の診断を実施する。また、近年、雨樋の損傷がひどくなっており、雨仕舞いの悪さから一部雨漏りも見られるため修理を計画する。

ix) 加賀藩主前田家墓所（国指定史跡）

加賀藩主前田家墓所は野田山墓地にあり、金沢市南東部、野田山丘陵の一角に位置する。野田山墓地は、標高175.5mの斜面地東西約600m、南北約900mを測る範囲に、武士から町人まで5万基以上といわれる墓が並び、加賀藩主前田家墓所はその北東斜面を利用した最高所に造営されている。

墓所は、総面積約86,000㎡の墓域内に、歴代藩主とその正室、側室、子女などの80を超える墳墓が営まれている。藩主墓は、土を方形に3段積み重ねた形状で、大きなものでは一辺15m以上、高さ5m以上ある。その多くは周溝を墓



の周囲に巡らせ、墓域を形成している。個々の墳墓の大きさ、造営面積とも全国最大級で、加賀百万石の大名墓所として威容を誇る。

平成 21 年度に保存管理計画、平成 22 年度に整備基本計画を策定し、計画に基づき史跡を整備する。短期的整備として、支障となる墳墓内樹木の調整、劣化の顕著な石造物の解体修理、排水路の応急整備などを計画する。中・長期的整備として、墳丘表土の流失防止、参道整備、崖地（斜面）の保護整備などについて計画的に実施する。[平成 22 年度～29 年度、保存修理事業]



x) 西養寺本堂及び鐘楼（市指定有形文化財（建造物））

西養寺は卯辰山山麓寺院群の中で丘陵の中腹に位置する天台宗寺院で、元越前国府中において開山は盛学大法師、7 代真運上人が前田利長に随従し、慶長 17 年(1612)現在地に諸堂を建立した。宝暦 9 年(1759)に罹災し、明治年間には衰退し明治 3 年（1870）廃寺となったが、その後復興し現在に至っている。

本堂の建築年代は棟札により天明 7 年（1783）。正面桁行柱間 8 間、梁行柱間 7 間の規模で入母屋造、妻入、棧瓦葺きで、正面中央に向唐破風造の玄関を置く。正面妻の構成が装飾的であるが、痕跡から当初は切妻造の妻入り形式であったことが確認され、時期は不詳であるが前庇を付けた形式が入母屋造に発展したと考えられる。



鐘楼の建築年代は棟札により嘉永 4 年（1851）。入母屋造、棧瓦葺きで、戸室石の高い基壇の上に建つ。粽付きの円柱を礎盤上に内転に立てる。組物を二手先とし、組物間の琵琶板に彫刻が豊富に飾る。軒は二軒扇垂木とする。



本堂について一部棟瓦の修理と床板の修理を実施し、鐘楼について

基壇の戸室石積みの一部にズレが生じているため修理した。[平成 21 年度、保存修理事業]

xi) 高岸寺本堂及び鐘楼（市指定有形文化財（建造物））

高岸寺は寺町寺院群の中で寺町大通りに面して建つ日蓮宗寺院で、前田家家臣高畠石見守が一族の菩提所として石川郡鶴来に開き、寛永 13 年（1636）に現在地に寺基を定めた。

本堂の建築年代は棟札により文久元年（1861）。正面梁行柱間 4 間（実長 11 間）、桁行柱間 5 間半（実長 8 間）の規模で、切妻造、妻入、棧瓦葺きで、正面中央に向唐破風造の玄関を付ける。本堂正面は妻面を大きく見せて装飾的であり、母屋下に拳鼻付きの組物を多用し、妻面下部は化粧貫を見せて束間と側廻りの柱を合わせており、意匠状の計画性が見られる。鐘楼は棟札により寛政 9 年（1797）。本堂右手に連なる祠堂の 2 階に建ち、入母屋造、棧瓦葺き。

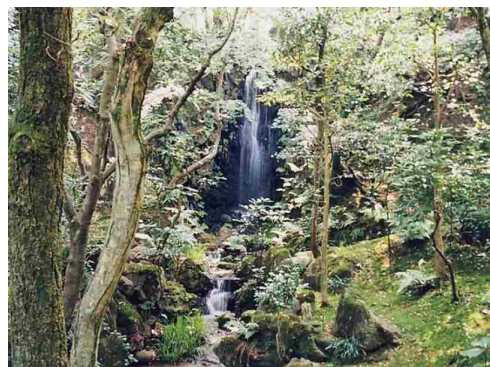


本堂・鐘楼の内・外部とも老朽化に伴う損傷が見られるため、外壁及び構造部材について修理を実施している。[平成 22 年度～23 年度、保存修理事業]

xii) 辻家庭園（市指定名勝）

辻家庭園は、犀川下菊橋左岸たもとから南方向、寺町台地の縁とその斜面に位置する。庭園は、大正初期に「北陸の鉱山王」として知られた横山家の別荘地庭園であった場所である。作庭時期は大正初期と推定され、敷地は、昭和 22 年（1947）に辻氏が購入し、順次整備されて今日に至る。庭園は、辻氏所有後主屋周辺部の他、園路の整備やイロハモミジの植栽など手が加えられてきたが、富士の溶岩で積まれた大滝や溪谷を模した地形を成す部分は作庭当時からの姿を今日に伝えている。

高さ 5.5 m の大滝は、旧横山家別荘時代に造られたもので、伝統的な滝石組の手法でなく、富士の溶岩を鉄筋コンクリート造で固めた崩れ石積の手法で造られている。その材質や施工も良好であり、近代以降の新技术を用いた初期の秀作事例として極めて貴重である。

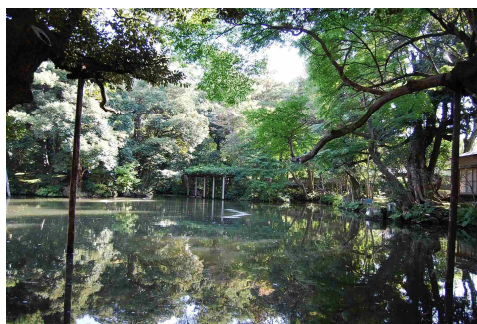


法面からの湧水を処理するための排水路の整備、せせらぎ部分の石積みの修理及び飛び石を整備した。〔平成 21 年度、保存修理事業〕

xiii) 松風閣庭園（市指定名勝）

松風閣庭園は本多町 3 丁目地内に位置する。庭園を含む一帯は元和元年（1615）、本多政重が 3 代藩主利常から現在地の周辺一帯約 10 万坪を与えられ、下屋敷地として本多家家臣団が居住する区域となった。庭園は金森七之助（2 代宗匠）の指導を受けて作庭されたものと考えられ、作庭時期は江戸時代初期と推定される。

庭園は本多の森を背景に古沼の名残である霞ヶ池を生かして作庭された池泉廻遊式庭園である。霞ヶ池には蓬莱島が浮かび、かつては湧水に加えて辰巳用水の水が取り入れられていた。また、霞ヶ池の北に蓮池があり、2 つの池は曲水で結ばれている。古沼と自然林



を生かして作庭された庭園で、霞ヶ池の周辺には多くの大木が植生し本多の森と一体の樹林を形成する。この豊かな樹林を背景にして、蓬莱島を浮かべる霞ヶ池は奥行きと広がりを感じさせ、静寂で深遠な庭園空間を構成する。また、本多家ゆかりの松風閣（国登録有形文化財（建造物））が移築され、かつて辰巳用水から霞ヶ池に導水されていた水路跡を遺すなど、旧加賀八家筆頭本多家の威光を今に伝えている。

平成 21 年度に霞ヶ池に面する白州部分の修理及びマツクイムシ防除のための薬剤注入を実施した。

また、霞ヶ池の水質を向上するため池を浚渫し、併せて曲水の修理を実施した。〔平成 22 年度、保存修理事業〕

③文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

指定文化財について指定理由書に基づく現地説明板を設置してきたが、今後も新指定の文化財について継続して設置を行うとともに、未指定であっても地域の歴史に重要な記念物等の文化財について新たに設置を検討する。

また、点在する文化財等の回遊に有効な自転車の駐輪施設を東山ひがし重要伝統的建造物群保存地区、にし茶屋街、長町武家屋敷群地区などの近傍に整備した。〔平成 20～22 年度、観光駐輪場整備事業〕

さらに、全国のほぼ 100% の生産を誇り伝統工芸に欠くことのできない金箔に関する展示、研究施設を整備し、その普及に努める。〔平成

19～22年度、安江金箔工芸館移転整備事業]

④文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

文化財の周辺環境の保全を図るため、景観法、都市計画法及び本市の独自条例による規制、制度を積極的に活用する。

景観計画において市全域を景観区域として指定し、重点区域全域を景観条例に基づく指定区域とする。具体的には、「伝統環境保存区域」を指定し、同区域とその周辺とのバッファゾーンの役割を果たす「伝統環境調和区域」を指定する。これらの区域において建築物の高さ、形態・意匠、色彩誘導のための詳細な景観形成基準を定め、規制、誘導を図る。

文化財の周辺環境を保全するために建築物の高さ制限は重要であり、本市では平成17年（2005）に景観条例に基づく指定区域と住居系用途地域を「高度地区」として指定し建築物の高さを制限してきたが、歴史的風致を維持、保全するためのバッファゾーンとして、平成21年（2009）に非住居系用途地域においても高度地区の指定を行った。さらに、金沢城跡・兼六園及びその周辺並びに卯辰山、犀川、浅野川、小立野台地、寺町台地及び野田山など金沢の個性を示す地形構造の基盤を成す地区を中心に指定している風致地区と犀川、浅野川の河岸段丘の斜面緑地を指定している特別緑地保全地区については継続してその保全を図る。

本市ではこれまで独自条例に拠り「こまちなみ保存区域」、「寺社風景保全区域」、「斜面緑地保全区域」及び「保全用水」を指定し、金沢の特徴的な歴史的風致の維持、向上を図ってきたが、今後も継続してその保全を図る。

さらに、文化財の周辺を含む区域で歴史的風致の維持及び向上を図るための整備事業に関しては、これまで景観条例等に基づき設置された有識者で構成される各審議組織の意見を聴いて実施してきたが、今後も計画の事前審議を行いながら文化財及びその周囲の景観や環境との調和に配慮していく。

ⅰ）金沢城跡（国指定史跡）

金沢城跡は、兼六園とともに重点区域の核を成す文化財であり、その周辺の環境整備は重点区域を価値付ける上で最も重要である。現在、大手堀前など電線類が周囲の景観を阻害しており、無電柱化の推進が必要となっている。また、文化財等を巡る歩行者の回遊路の整備も必要とされている。

平成16年度より大手門中町通りにおいて街路整備と無電柱化事業を行っているが〔平成16～21年度、道路修景事業、平成18～21年度、無

電柱化事業]、今後大手堀前を中心とするお堀通りの無電柱化を図る。
[平成20～24年度、金沢城お堀通り（橋場・若宮線）無電柱化事業]

ii) 兼六園（国指定特別名勝）

兼六園の名は「洛陽名園記」の句からとられたもので、宏大、幽水、人力、蒼古、水泉、眺望の6つの景勝を兼ね備えているところにちなんだものである。



兼六園周辺における建築物の有り様は、特に庭園の眺望や借景に関して大きな影響を与えるものであり、今後、庭園の価値が損なわれないように周辺の建築物等の高さを厳しく制限する緩衝地帯の設定について検討していく。

兼六園に隣接する本多の森公園は緑豊かな公園であり、歩行者の回遊性と利便性を向上するための整備を行う。[平成20～29年度、本多の森公園整備事業]

iii) 旧金澤陸軍兵器支廠（石川県立歴史博物館）（国指定重要文化財（建造物））

兼六園に隣接する本多の森公園内の旧金澤陸軍兵器支廠兵器庫は金沢美術工芸大学の校舎として利用された後に荒廃していたが、保存のための解体修理工事が実施され、重要文化財に指定された。

建物は3棟あり、道路側から大正3年（1914）、大正2年

（1913）、明治42年（1909）に建築されたものである。レンガ造瓦葺き2階建てで、内部は木造架構によって支持される構造になっている。屋根を支える小屋組はクィーンポストラスが



用いられている。出入口はアーチ型で、両妻側中央に各1箇所、両平側に各3箇所設けられている。窓はすべて上げ下げ窓となっており、鉄格子と両開きの鉄扉が付いている。外壁に沿って並ぶ積出柱は、大正期の建築では軒蛇腹の高さまで達しているのに対して、明治期のは軒蛇腹と胴蛇腹の間までしかないのが特徴となっている。

現在、県立歴史博物館として活用されているが、旧建物の基礎部分や小屋組の一部を展示物として直接見ることができ、それ自体が博物館展示の一部となっている。

建物は本多の森公園に位置しており、緑豊かな周辺には文化財建造物や文化施設が多く立地している。これらの資源を活かし歩行者の回遊性と利便性を向上するための公園整備を行う。〔平成20～29年度、本多の森公園整備事業〕

iv) 旧第四高等中学校本館（国指定重要文化財（建造物））

いしかわ四高記念公園に位置する旧第四高等中学校本館は、広坂通りに面するレンガ造瓦葺2階建ての建築である。明治24年（1891）の建築で、正面中央に玄関をとり、北側に廊下を配し、南側に教室や管理諸室を並べた左右対称の平面形式をとる。レンガを積み上げた外観は簡素で、装飾的な要素はほとんどないが、軒蛇腹と胴蛇腹部分には白線が水平に走っており、2階アーチ窓の上部には白と茶色のレンガが交互に並べられている。明治期の日本人による本格的洋建築であり、明治中期以降の学校建築の源流を示すものとして貴重である。現在、「石川四高記念文化交流館」として活用され、四高の歴史を伝える展示に加え、旧四高の教室を多目的に利用できる「石川四高記念館」と石川県ゆかりの文学者の資料を展示する「石川近代文学館」で構成されている。



建物が位置するいしかわ四高記念公園は、整備計画に基づき開放的な空間に再整備され、オープンカフェも設けられるなど中心市街地のオープンスペースとしてイベント等の開催も多い。

v) 尾山神社神門（国指定重要文化財（建造物））

尾山神社は明治6年（1873）前田利家を祀る神社として旧金谷御殿跡に創建された。神門はその正門として明治8年（1875）に建築されたもので、洋風と和風の様式が混用したデザインとなっている。

全体は木造の架構で支持されており、1層目は戸室石積みの三つのアーチを架けて洋風技法を用いており、その内部の檼の円柱や門扉上部の欄間の扱いは伝統的な和風の手法を取り入れている。また、南面・北面の石積みの内側には煉瓦がフランス積みで積まれている。



2層目と3層目は白漆喰壁で、柱型などは銅板で覆われており、周囲

に高欄を廻す。また、3層目の大きな窓の色ガラスと宝形屋根頂部の避雷針が外観の特徴のひとつを成している。

神門前面から西に延びる参道と位置付けられる直線道路について無電柱化を進め、見通し景観の向上を図る。〔平成21～28年度、尾山神社参道無電柱化事業〕

vi) 西検番事務所（国登録有形文化財（建造物））

西検番事務所は大正11年（1922）にし茶屋の芸妓を管理する事務所として建築された。建物は瓦葺き総2階建てで、間口は3間と狭いが、稽古場を併せた奥行きは深い。外壁は下見板張りで比較的幅の狭い板を1、2階とも密に張り、1、2階を分ける胴蛇腹を回している。玄関ポーチは主屋から張り出し、その屋根を支える柱に縦溝の大きな彫り込みを入れ、アーチで繋ぐ。これに連続する稽古場は伝統的な和風様式の木造2階建てとなっている。



建物南側道路は東方向寺町寺院群に向かう小路であり、にし茶屋街と寺町寺院群の歩行者の回遊性を向上するため修景整備を行う。〔平成20～25年度、にし茶屋街～寺町連絡路修景整備事業〕

⑤文化財の防災に関する具体的な計画

文化財の防災に関しては、火災や震災等の災害から文化財を守り、安全性を確保するため、個々の文化財について防災上の課題を把握し、必要な対策を検討する。

また、文化財が位置する地域住民の防災意識を高揚するため、所有者、管理者、地域住民及び消防署が一体となった防災訓練を定期的に行っているが、今後も継続的に実施し相互の連携を強化する。

i) 重要伝統的建造物群保存地区

「東山ひがし」については、地区防災計画に基づき防災に必要な消防設備等の設置を推進するとともに、防火水槽を備えた広場の整備を行った。〔平成20～21年度、東山ひがし防災拠点広場整備事業〕

「主計町」は、平成20年～21年度に、地区の防災計画を策定し、その計画に基づき防災に必要な消防設備等の設置推進を図っている。

「卯辰山麓」は、平成24年～25年度に、地区の防災計画を策定した。

「寺町台」は、平成26年～27年度に地区の防災計画を策定した。

重要伝統的建造物群地区内の建造物については、継続的に修理・修景事業が行われているが、今後、耐震補強工事の推進を併せて図る。

ii) 単体建造物（国指定重要文化財（建造物）、県、市指定有形文化財建造物等）

指定文化財建造物は消防法に基づく消防設備の設置が義務づけられているが、未指定文化財について指定が行われた場合、設置事業費の支援を通じて速やかに必要な設備の新規設置を図る。また、既存設備の老朽化や型式の適合しないものについても同様に速やかな設備更新を図ることとする。

さらに、震災対策として個々の建造物の耐震診断を実施し、耐震補強計画を作成し、計画に基づき可能な範囲から耐震補強工事の実施を図る。

⑥文化財の保存・活用の普及・啓発に関する具体的な計画

文化財の活用の一環として、その存在や価値を広く発信することが重要である。本市ではこれまで、文化財の現地説明会や探訪会、関連する講座の開催などを通じて文化財の保存及び活用に関する普及・啓発を行ってきたが、今後も同様の事業を特に重点区域において積極的に展開していく。また、現地説明板の設置やガイドマップの配布などを通じて本市の文化財に関する情報を広く発信していく。

平成20年度から、国の「文化財保護強調週間」に合わせた「金沢歴史遺産探訪月間」を開催することとした。期間中は普段非公開の文化財の公開や土木遺産や歴史的街並みなどの探訪会を実施し、多くの市民の参加があり好評を得た。今後も、市民に身近な文化財を広く紹介し、その保護の重要性を理解してもらう機会として継続して実施していく。



辰巳用水隧道探訪会

また、民間主導の普及・啓発活動として「かなざわまち博」の開催がある。活きたまち全体を会場とするもので、文化財の限定公開、街並み探訪や関連する講座が開催されているほか、加賀料理や茶屋遊びなどを通じて伝統文化や伝統芸能にふれる機会もあり、今後の展開がさらに期待される。

⑦埋蔵文化財の取り扱いに関する具体的な計画

重点区域を構成する金沢城跡と旧城下域については、惣構跡など藩政時代に由来する遺構調査を進めているが、今後も城跡と旧城下域の保護を一体のものとして捉え、史料との照合などにより調査・研究を

深めるとともに、貴重な遺構が発見された場合はその保護に努める。これまで、旧城下域において金沢城跡のほか加賀八家上屋敷跡、郊外部の「土清水塩硝蔵跡」を周知の埋蔵文化財包蔵地として保護の措置を図ってきたが、平成23年4月1日より、加賀藩関連施設跡、人持組（上級家臣）屋敷跡などを含む旧城下域における旧外惣構から内側の区域（約200ha）を「金沢城下町遺跡」として周知の埋蔵文化財包蔵地とし、保護の措置の強化に努めた。今後はさらに旧城下域全体（約900ha）を周知化することを視野に入れ、その保護の措置を図るための総合的な施策を検討していく。

重点区域における歴史的風致の維持及び向上に必要な整備事業を実施する場合においては、事業地の歴史的な文脈を十分考慮し、埋蔵文化財の価値を損なわないよう配慮するとともに、発掘調査等の事前調査によりその価値を明らかにするよう努める。

なお、本計画書に掲載された歴史的風致の維持及び向上に関する各種事業の位置を各事業ごとに周知の埋蔵文化財包蔵地を示す遺跡地図上に示しており、これにより事業の計画、実施における埋蔵文化財への配慮を促し、併せて藩政時代末期の土地利用を現在地図上に重ねた図を事業位置図と比較して掲載することにより、その場所の歴史的な文脈を示し計画上の参考となるようにしている。

⑧文化財の保存・活用に関わる住民、NPO等各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的計画

i) NPO法人金澤町家研究会

市内に残る昭和25年（1950）以前に建てられた武家屋敷、足軽住宅、町家、近代和風建築などの歴史的な住宅建築を「金澤町家」と総称し、「金澤町家研究会」はそれらを金沢市民が共有する重要な資産として捉え、その保存・活用のために必要な調査・研究、学習や情報発信、実践活動を行っている。平成17年（2005）に同研究会は発足し、平成20年（2008）にNPO法人となった。

平成20年10月3日～11月3日の間、同研究会主催の「町家巡遊2008」が旧城下域を中心とする市内33箇所の金澤町家を会場として開催された。軒先に吊された伝統工芸品の水引細工のオブジェを目印にした各会場では、「町家拝見」、「町家deマナブ」、「町家deアート」、「住みたい町家を探そう」をテーマとしたイベントが行われた。

「町家拝見」では、住宅や仕事場として利用されている町家、普段非公開の町家が限定公開され、「町家deマナブ」では、町家を作業場としている職人や町家で商売をされている店主によるミニレクチャーが開催された。また、「町家deアート」では、普段非公開の

町家や空き家を会場としてアートの展示やコンサート、演劇の上演が行われた。いずれも多数の市民ほかの参加者が金澤町家の存在を身近にし、その価値を再認識する機会となり好評であった。この町家巡遊については、平成20年以来継続開催され、金澤町家の魅力発信機会として定着した活動となっている。

また、平成23年度より、「金澤町家流通コーディネート事業」を金沢市から受託し、金澤町家の所有者と購入・借家希望者に対して必要な情報発信や助言を行うとともに相互の調整を図り、金澤町家の流通を促進する総合窓口としての機能を果たしている。同事業では、町家の情報発信のほか、町家物件の掘り起こしや調査、改修相談など売買・賃借契約に至るまでの様々な業務を行っている。

平成26年度には金澤町家条例に基づく金澤町家保全活用推進協定を市と締結したことから、より一層、市と協働した取り組みの推進が期待される。

ii) 金沢文化財ボランティア（「うめばちの会」）

本市では、地域に残る文化財を市民協働で保存し後世に伝えていくために、独自のカリキュラムに基づく「文化財愛護推進員」の養成研修を実施し、ボランティアの地域文化財の発掘や調査研究にあたる人材を育成してきた。平成16年度から始まった研修により80人余が金沢文化財ボランティア「うめばちの会」会員として登録されている。登録された会員は、文化財公開時の現地説明補助や旧町名標柱の刻文字の補修など様々な活動を開始しているが、今後も文化財の保存・活用に関する市民活動の中核としての役割が期待される。本市がその活動を積極的に支援することにより、協働による文化財の保存及び活用につなげていく。

iii) 歴史的建造物修復研究会

平成8年（1996）、本市は伝統技能の継承を目的に金沢職人大学校を開校し、中堅職人を対象とした人材の育成に努めてきたが、既に280人余の卒業生を送り出している。

この卒業生たちが自主的に設立し、文化財保存のためさらなる技能・技術の研鑽を深めているのが歴史的建造物修復研究会である。研究会には、「規矩術の会」（33名）、「金沢伝統建具技術保存会」（3名）、「建築材料研究会」（9名）、「匠の技研究会」（8名）、「町家研究会」（9名）、「環境文化研究会」（8名）、「左官塾」（9名）、「手縫い畳床研究会」（7名）、「木羽板研究会」（6名）の計9つの専門分科会がある。

会員は、研究会で研鑽した技能・技術をそれぞれの専門的立場で

現場に生かし、歴史的建造物の保存・修理などに貢献しているが、今後も文化財の保存及び活用に関する専門技能職としての役割が大いに期待される。職人大学校を通じて本市がその研究活動事業に補助するなど積極的に支援することにより、協働による文化財の保存及び活用につなげていく。

ロ. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項

○歴史的風致維持向上施設の管理に関する事項

本計画書に掲載している歴史的風致維持向上施設の管理主体は県又は市であり、それぞれ各施設の管理担当課が修繕等の日常管理や災害時の緊急対応復旧を行い、利用者の安全確保に努めている。

整備担当課と管理担当課が異なる場合については、整備方針や引継後の維持管理について十分に協議し、施設の管理を行っている。

一方、地元町会や団体による落ち葉やゴミの清掃活動も行われており、今後も県・市・地域が一体となって歴史的風致維持向上施設の管理に努めていく。

○歴史的風致維持向上施設の整備に関する事項

歴史的風致維持向上施設の整備に関しては、金沢の歴史的風致の維持及び向上と地方中核都市にふさわしい都市基盤の整備や都市更新活動を両立させる必要がある。整備方針については、本計画の実施・推進体制にある各審議組織に付議し、本市の歴史的風致の維持及び向上を図っていく。

都市構造を示す歴史遺産である、街路、坂路、広見、用水等の整備については、これまで取り組んできた歴史的文脈に沿った修景整備をさらに進めるとともに、城下町金沢の文化的景観の保護に考慮しつつ、歴史に触れながら散策できる安全な歩行空間の確保を目指す。また、伝統的建造物群保存地区や歴史的な街並み及びそれらを結ぶルートについてさらに無電柱化を推進していき、市民が歴史的風致に親しむことができるよう文化財を核とした一体的な環境整備を図る。

また金沢は、歴史的街並みのほとんどが藩政時代の街路網で形成されており、木造建築が密集している地区も多く、防災上の観点から拠点となる広場等の施設を積極的に整備する。歴史的風致維持向上施設の復元においては、発掘調査等を重ね情報を収集し、その構造等を明らかにしたうえでその価値に基づき、史実に即した復元整備を行う。その他歴史的風致維持向上施設の整備については、隣接する文化財や、地域における営み等と一体となった整備を推進する。

以下具体の事業を掲載するが、事業期間については現段階での予定期間である。

【都市公園事業】

(1) 金沢城公園整備事業

- ・（整備主体）：石川県
- ・（事業期間）：平成7年～29年
- ・（位置及び区域）：丸の内地内
- ・（事業の概要）



○建造物：「石川門」の保存修理とともに、「河北門」と「橋爪門（二の門）」の復元による金沢城三御門の整備

「鼠多門」、「鼠多門橋」の復元整備

○堀：「いもり堀」の段階復元、水堀化

○石垣：「修築」等の保全対策

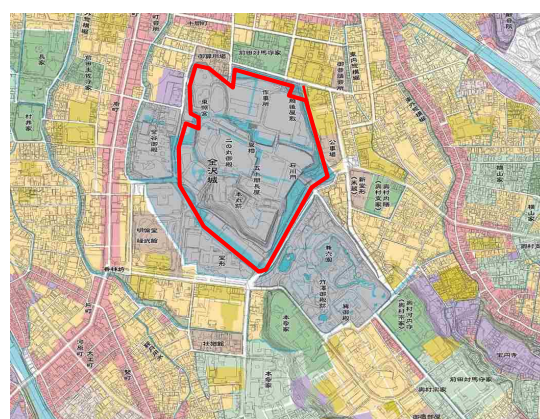
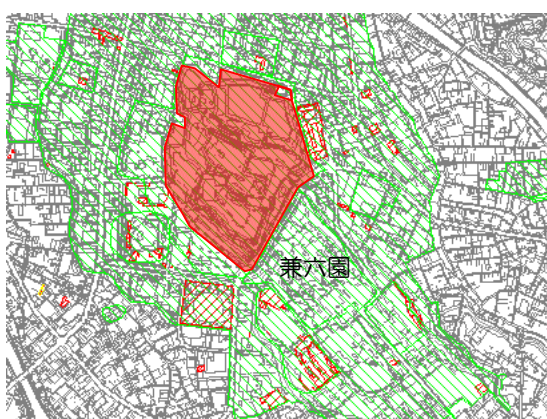
○庭園：「玉泉院丸跡」の調査、整備

○便益施設等：展示・休憩施設の整備

- ・（支援措置）：社会資本整備総合交付金（都市公園等事業）

- ・（事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

重要文化財石川門を含む金沢城公園は、金沢城の貴重な歴史的文化遺産を後世に継承し、都心部に残された自然環境の保全を図りながら、特別名勝の兼六園と並び県都金沢のシンボル公園として、また、石川県の歴史・文化・伝統を継承する「象徴」であり、新たな交流人口の拡大と都心地区の魅力向上に大きく寄与するものである。なかでも金沢城の復元は、文化遺産の価値を育むとともに、永く後世に引き継ぐべき新たな文化遺産の創造を図るものであり、金沢の豊かな文化とその遺産を世界に広め、ひいては都市の品格を高めるものである。



事業位置図（左）内の赤及び緑の斜線範囲は、周知の埋蔵文化財包蔵地を示す。

注：事業位置図（右）は現在の都市計画図に嘉永～安政期の「金沢惣絵図」を基に、身分別宅地割を落とし込んだものであり、凡例は右による。

以下の各事業位置図についても同様。

凡例

城郭	人持組上屋敷
公有地	人持組下屋敷
寺社地	平士屋敷
八家上屋敷	足軽屋敷
八家下屋敷	町人地

(2) 本多の森公園整備事業

- ・（整備主体）：石川県
- ・（事業期間）：平成 20～29 年度
- ・（位置及び区域）：出羽町地内
- ・（事業の概要）

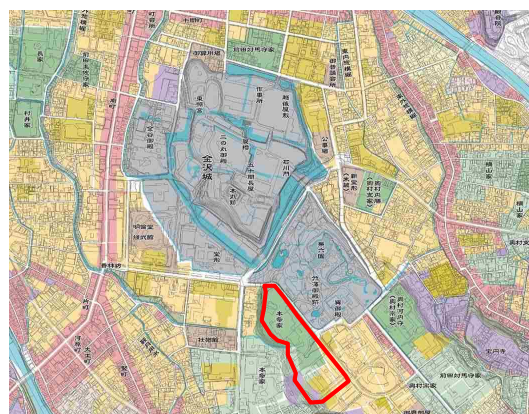
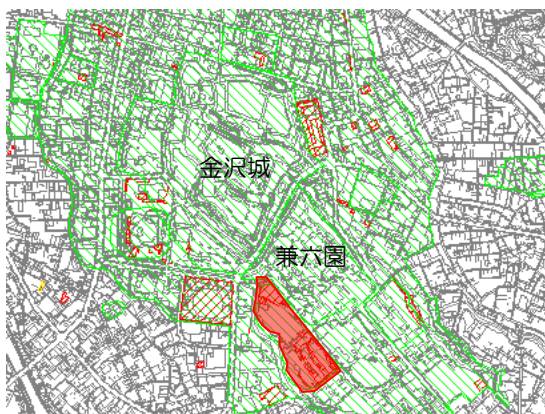


- 各施設間の回遊性、利便性を高めるための骨格となるルートの整備
- 公園の案内、情報発信、賑わいの中心となる拠点広場の整備
- せせらぎや巨樹、眺望など魅力を再発見するサブルートの整備
- 県立歴史博物館のリニューアル(H27 春)に合わせて、中庭や園路等を整備し、景観の魅力やアプローチ性を高める
- 藩老本多蔵品館等の跡地を広場に整備

なお、当該公園区域に国立近代美術館工芸館の移設の計画がある。

- ・（支援措置）：県単独事業（平成 20～21、27～29 年度）
社会資本整備総合交付金（都市公園事業：平成 22 年度）
地域自主戦略交付金（都市公園事業：平成 23 年度）
社会資本整備総合交付金（都市公園等事業：平成 24～26 年度）
- ・（事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

これまで、本多の森公園は兼六園に隣接しながらも台地上の地形や斜面緑地により大通りから分断されていることに加え、案内誘導が不十分であったため、その優れた歴史文化資産や豊かな緑が十分に活用されていなかった。史跡・名勝等に対する景観的配慮のため、これらと一体性を持たせた内容となるよう関係機関と連携しつつ、一連の事業整備を進めることにより、その資源の活用が図られるとともに、金沢城・兼六園を中心とする一帯の回遊性と利便性が向上する。



(3) 中央公園整備事業

- ・（整備主体）：石川県
- ・（事業期間）：平成 24～26 年度
- ・（位置及び区域）：広坂 2 丁目地内
- ・（事業の概要）



- 四高時代に由来する樹木やシンボルとなる大木は残した上で、中央にイベント利用に適した透水性舗装の広場を整備
- 景観やアプローチ性を高める新たなメイン動線となる園路を整備
- ・（支援措置）：社会資本整備総合交付金（都市公園事業）
- ・（事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

中央公園は、昭和 43 年の公園開設以来、都心の貴重な緑のオアシスとして、また、様々なイベントの場として、県民に親しまれてきた。

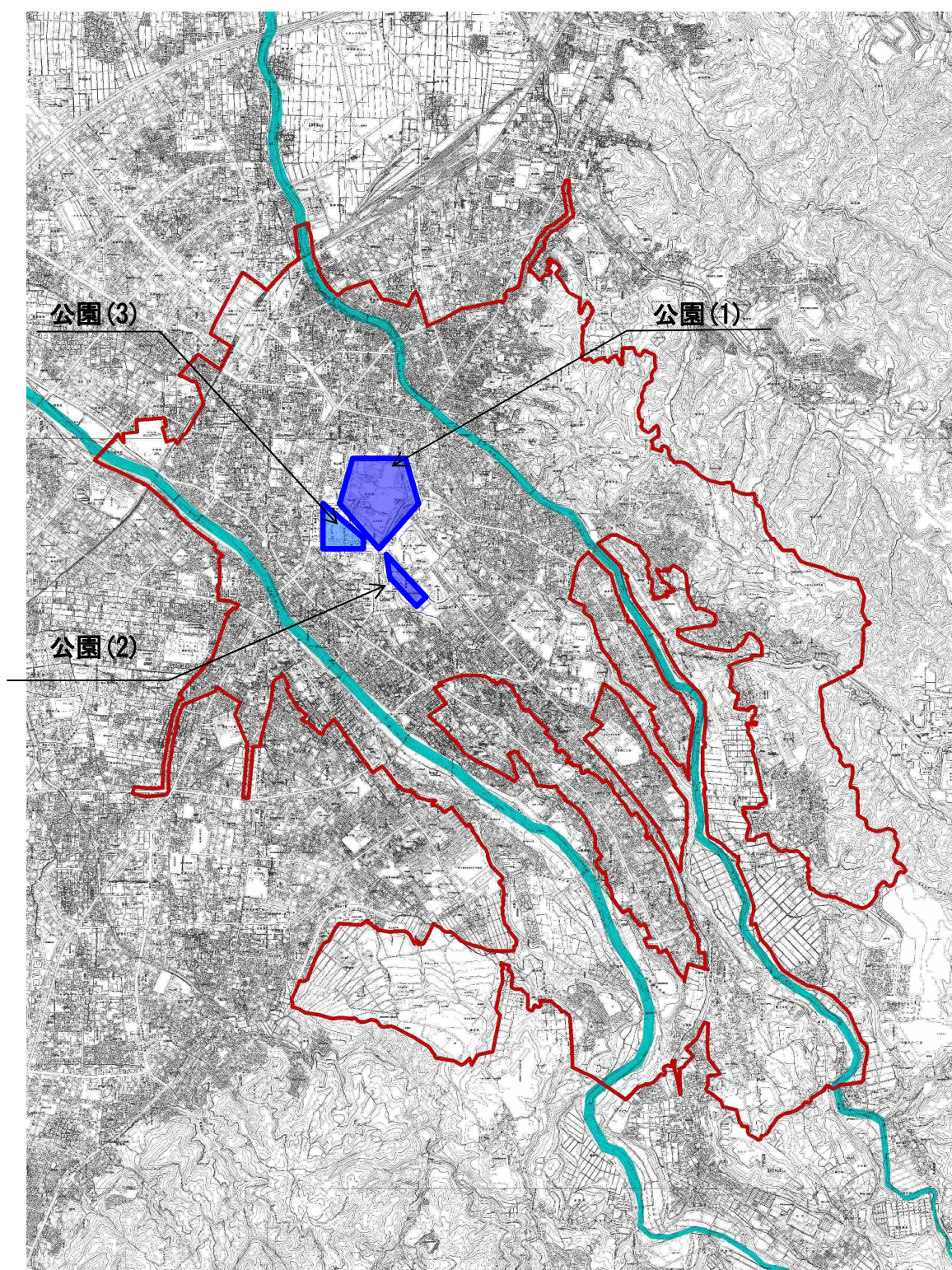
今回の再整備は、広場や園路の再整備により、イベント等に利用しやすい快適な空間を創出するとともに、中心部の商業地域から県庁跡地「しいのき迎賓館」や金沢城公園「玉泉院丸庭園」へのアプローチの充実を図るものであり、兼六園や金沢城をはじめとする多くの歴史的資産を有する「兼六園周辺文化の森」の魅力向上、ひいては交流人口の拡大に大きく寄与するものである。

平成 26 年度には再整備を終え、公園名を「いしかわ四高記念公園」に改めた。

【兼六園周辺文化の森】

兼六園を中心とする、各種の文化施設が集中する区域の愛称。
平成 18 年の「兼六園周辺文化施設活性化検討委員会」（石川県）において提言され、以降、石川県・金沢市の施策において、この呼称を使用している。





都市公園事業位置図

【道路事業】

（１）潤いの道づくり事業

金沢の歴史的街並みを形成する多くの文化財建造物を核に、街並みに調和した道路修景、歩行空間の整備を行い、回遊性の向上を図る。

①大手門中町通り整備事業

- ・（整備主体）：金沢市
- ・（事業期間）：平成 16～21 年度
- ・（位置及び区域）：大手町～尾張町 1 丁目地内
- ・（事業の概要）

大手門前から尾張町までの約 300m 区間において、無電柱化、両側歩道の設置を行う。また、関係機関と連携しつつ、史実に基づいた「せせらぎ」の整備を行う。

- ・（支援措置）：まちづくり交付金（平成 16～21 年度）
- ・（事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

大手門中町通りは、金沢城の大手門正面に位置し、藩政期には参勤交代の行列が通った由緒ある通りであり、今もなお当時の道路形態を留めている。当該箇所を整備することで、金沢城公園をはじめ周辺の尾張町界隈や、主計町・東山ひがし茶屋街等の文化財・文化施設と連携した、回遊性の向上や地域の賑わいの創出など、「お城の正面玄関にふさわしいまちづくり」が可能となる。



②玉川公園周辺整備事業

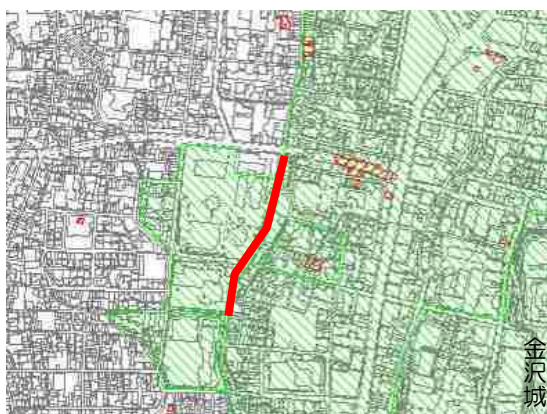
- ・（整備主体）：金沢市
- ・（事業期間）：平成 29 年度
- ・（位置及び区域）：高岡町、玉川町地内
- ・（事業の概要）



西外惣構復元整備と併せ、四ツ屋橋までの約 200m 区間において無電柱化、道路修景整備を行う。

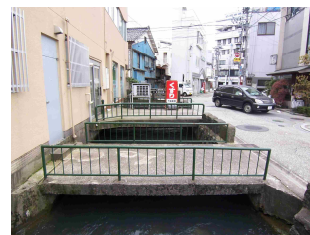
- ・（支援措置）：市単独事業
- ・（事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

玉川公園周辺は、近世史料館、玉川図書館、玉川こども図書館など、文教施設が隣接している。歴史遺産である西外惣構の復元と連携し、教育・文化ゾーンとしての魅力を高め、歴史にふれあいながら散策できる安全な歩行空間を確保することで、市民が歴史的風致に親しむことができるような環境整備を図る。



③大野庄用水沿い整備事業

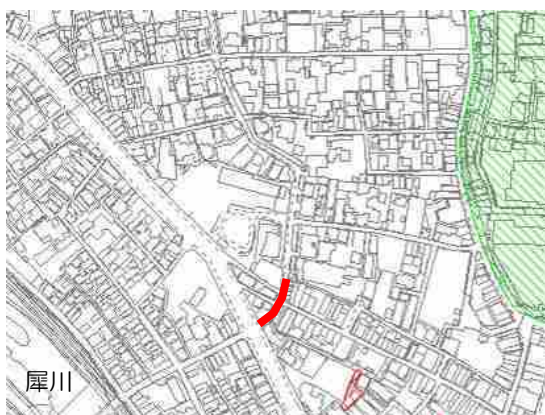
- ・（整備主体）：金沢市
- ・（事業期間）：平成 28～29 年度
- ・（位置及び区域）：片町 2 丁目、長町 2 丁目地内
- ・（事業の概要）



大野庄用水護岸修景整備と併せ、中央通り口交差点から約 70m の区間において、無電柱化、道路修景整備を行う。

- ・（支援措置）：社会資本整備総合交付金
（都市再生整備計画事業：平成 28～29 年度）
- ・（事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

金沢で最も古い用水である大野庄用水は、灌漑、防火、防御、融雪などの多目的用水であったと同時に、金石港から大量の木材を運ぶために造られたことから、金沢城築城に大きな役割を果たしたといわれている。用水の歴史的・文化的価値に配慮するため、関係機関と連携しつつ、まちなかの大野庄用水の護岸を順次整備するとともに隣接道路において無電柱化及び修景整備を行う。このことにより、旧武士居住地である長町武家屋敷群の歴史的な街並みを保全し、周辺環境との調和を図る。



④安江町界限整備事業

- ・（整備主体）：金沢市
- ・（事業期間）：平成 29 年度
- ・（位置及び区域）：安江町地内
- ・（事業の概要）



西外惣構の開渠化、升形の復元に併せ、駅通り線までの約 90m 区間において、周辺道路の修景整備を行う。

- ・（支援措置）：市単独事業
- ・（事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

惣構の歴史的・文化的価値に配慮し、関係機関と連携しつつ、西外惣構の開渠化や、升形の復元を行う。同時に開渠化区間の道路修景整備を行うことにより、市民が歴史的風致に親しむことができるような環境整備を図る。



⑤旧鶴来街道（県道～六斗広見）修景整備事業

- ・（整備主体）：金沢市
- ・（事業期間）：平成 28～29 年度
- ・（位置及び区域）：野町 1 丁目、野町 3 丁目、
寺町 5 丁目地内



・（事業の概要）

野田往還から六斗の広見までの約 350m 区間において、無電柱化、道路修景整備を行う。

・（支援措置）：社会資本整備総合交付金

（都市再生整備計画事業：平成 28～29 年度）

・（事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

当街道は藩政期「幕府巡見使道」として整備された道路であり、鶴来街道と呼ばれ、周辺界限には 3 寺院群の一つである寺町寺院群が形成されている。また、この街道沿いにはこまちなみ保存区域である「旧蛤坂町・泉寺町区域」があり、町家や寺社が建並ぶ独特な歴史的風致を活かすため無電柱化と道路の修景整備を行う。



⑥本多歴史の森周辺修景整備事業

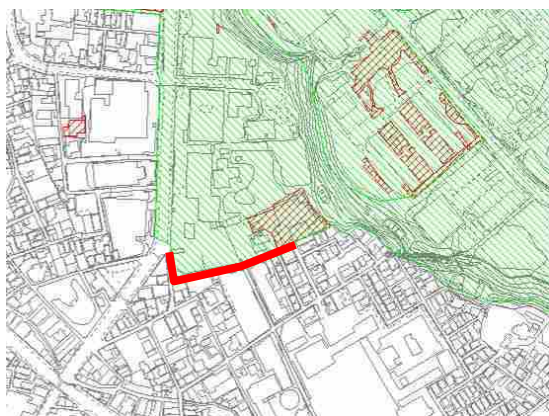
- ・（整備主体）：金沢市
- ・（事業期間）：平成 21～23 年度
- ・（位置及び区域）：本多町 3 丁目地内
- ・（事業の概要）

本多通りから鈴木大拙館（仮称）までの約 200 m 区間において、道路修景整備及び一部未整備区域の無電柱化（L=約 70m）を行う。

- ・（支援措置）交通安全施設等整備事業（平成 21 年度）、
社会資本整備総合交付金（道路事業：平成 22～23 年度）
- ・（事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

特別名勝兼六園の西側に隣接する、本多の森公園から大乘寺坂にかけての区域は、加賀八家筆頭家老であった本多家の屋敷跡であり、本多家の庭園遺構である松風閣庭園（市指定名勝）をはじめ、旧中村邸や中村記念美術館、歴史博物館など多くの歴史文化施設が集積している。加えて起伏に富んだ地形に存する豊かな自然や坂路が金沢特有の魅力を醸し出しており、本市の重要な歴史文化ゾーンのひとつである。

この区域において、道路の修景や緑地等の整備を行うとともに、海外に対しても強い発進力を有する新たな文化施設として鈴木大拙記念館を整備し、散策路等で区域内の歴史文化施設をつなぐことにより、人々が本市の貴重な歴史文化に触れ、自然を感じ取りながら、落ち着いて思索にふけることができる散策空間の創出を図る。



(2) 歴史の坂路修景事業

金沢は起伏のある地形が数多くの坂路を形成しており、本市の街路網の特徴のひとつでもある。この「坂路」がもつ歴史や、そこからの優れた眺望を生かした修景整備を行う。

①旧鶴来街道（蛤坂）修景整備事業

- ・（整備主体）：金沢市
- ・（事業期間）：平成 29 年度
- ・（位置及び区域）：寺町 5 丁目、野町 1 丁目地内
- ・（事業の概要）



旧鶴来街道にある蛤坂（L=約 200m）において、無電柱化、道路修景整備を行う。

- ・（支援措置）：市単独事業
- ・（事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

蛤坂は、藩政期「幕府巡見使道」として整備された旧鶴来街道の起点にあたる坂である。藩政期に起きた大火によって焼けたあとが、蛤が口を開けたような形であったことから、この名が付いた。

周辺界限には 3 寺院群の一つである寺町寺院群が形成されている。また、この街道沿いにはこまちなみ保存区域である「旧蛤坂町・泉寺町区域」があり、町家や寺社が建並ぶ独特な歴史的風致を形成している。当該街道の歴史的・文化的価値に配慮するため、関係機関と連携し、無電柱化と道路の修景整備を行う。



(3) 寺院群散策路修景整備事業

金沢には城下町時代に形成された3寺院群が現在も残り、寺町・小立野・卯辰山山麓の各寺院群それぞれに特徴的な歴史的風致を形成している。

これらの寺院群において、歴史にふれあいながら散策できる安全歩行空間を確保する。

①にし茶屋街～寺町連絡路修景整備事業

- ・（整備主体）：金沢市
- ・（事業期間）：平成20～25年度
- ・（位置及び区域）：野町2丁目～寺町5丁目地内
- ・（事業の概要）



にし茶屋街から寺町寺院群への歩行回廊ルートとして約530m区間の道路修景整備工事を行う。

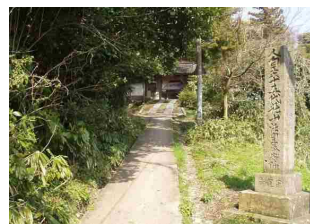
- ・（支援措置）：歴史的環境形成総合支援事業（平成20～21年度）、社会資本整備総合交付金
（街なみ環境整備事業：平成23～25年度）
- ・（事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

3寺院群のひとつである寺町寺院群と、3茶屋街のひとつであるにし茶屋街を結ぶ道を修景整備し、両区域の回遊性を向上させるとともに寺院群及び茶屋街の歴史的風致の維持及び向上を図る。



②宗龍寺前（心の道）修景整備事業

- ・（整備主体）：金沢市
- ・（事業期間）：平成 29 年度
- ・（位置及び区域）：鶯町地内
- ・（事業の概要）



卯辰山山麓寺院群の散策ルートである「心の道」において、未整備区間の宗龍寺と慈雲寺を結ぶ約 160m の道路修景整備を行う。

- ・（支援措置）：市単独事業
- ・（事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

卯辰山山麓寺院群のまちなみの特徴である曲がりくねった小路において修景整備を行い、寺院群の歴史的風致の向上を図ると同時に隣接している東山ひがし重要伝統的建造物群保存地区の歴史的街並みと一体となった環境整備を図る。



(4) こまちなみ道路修景事業

金沢には「こまちなみ」と呼ばれる旧武士系や町家系の歴史的街並みが各所に残り、歴史的風致を形成している。これら区域内において歴史と風格を生かす落ち着いた道路修景整備を行う。

①旧新町通り修景整備事業

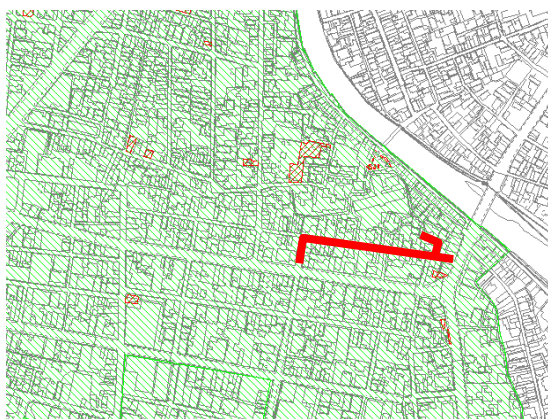
- ・（整備主体）：金沢市
- ・（事業期間）：平成 28～29 年度
- ・（位置及び区域）：尾張町 2 丁目、下新町地内
- ・（事業の概要）



こまちなみ保存区域である「旧新町区域」の約 320m 区間において、無電柱化、道路修景整備を行う。

- ・（支援措置）：市単独事業
- ・（事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

主計町重要伝統的建造物群保存地区に隣接する「旧新町」は、軒や格子が連なる町家の街並みを今もなお色濃く残し、主計町と一体となった歴史的風致を形成している。区域内において旧町人居住地の歴史と風格を生かす落ち着いた道路修景整備を行う。



②浅野川風情の道整備事業

- ・（整備主体）：金沢市
- ・（事業期間）：平成 29 年度
- ・（位置及び区域）：尾張町 2 丁目～
彦三町 1 丁目地内



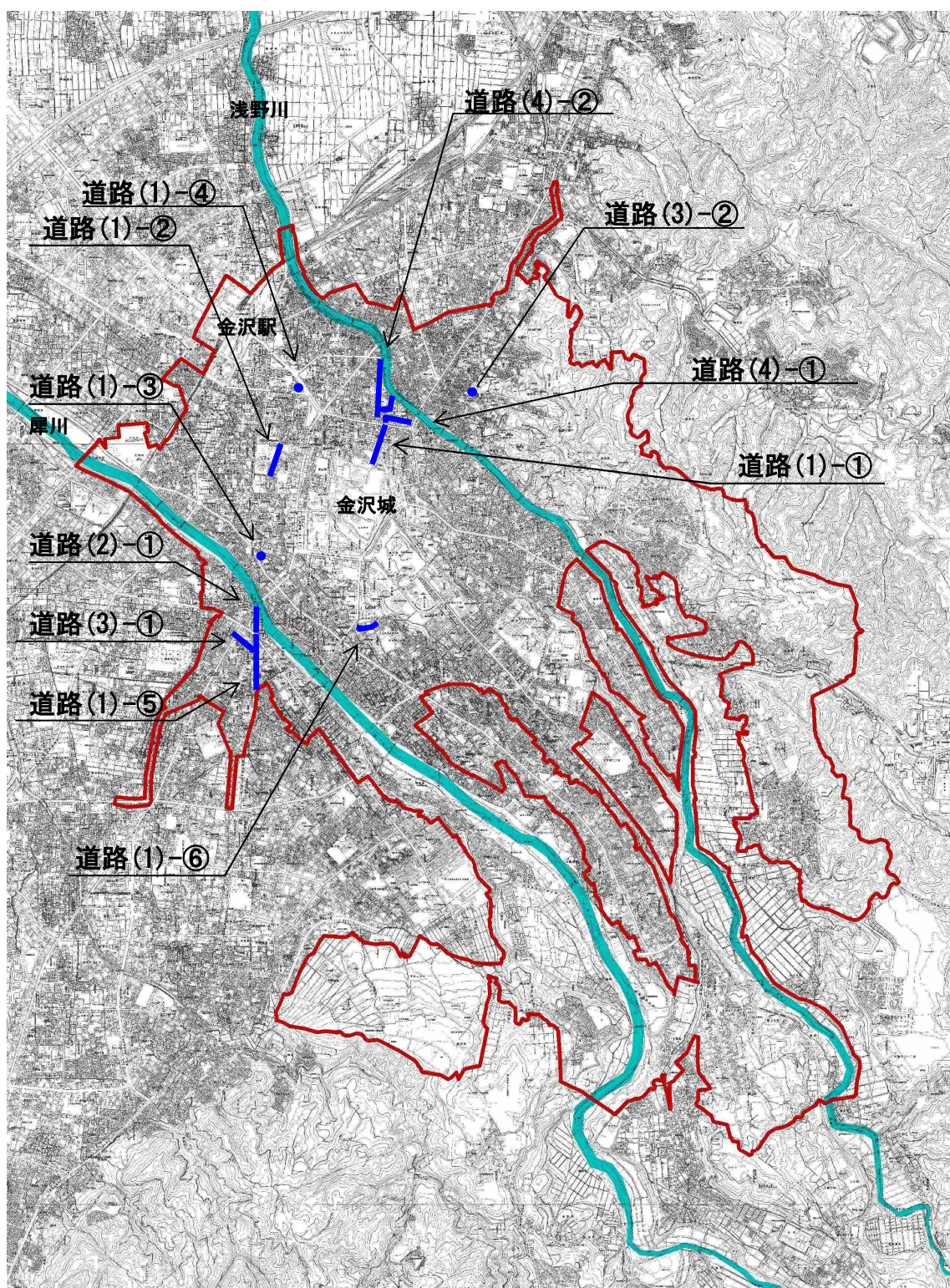
・（事業の概要）

国道 159 号から彦三町 1 丁目地内の約 760m 区間において、道路修景整備を行う。浅野川が作り出す景観の文化的価値に配慮するため、関係機関と連携し、整備内容を検討する。

- ・（支援措置）市単独事業
- ・（事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

当事業は、こまちなみ保存区域の「旧新町区域」と「彦三一番丁・母衣町区域」内の道路修景整備である。当区域は、町家系住宅である旧新町と武士系住宅の彦三町そして、隣接する主計町の茶屋街が一体となり歴史的風致が形成されている。歴史と風格を活かす落ち着いた整備を行うことで周辺環境との調和を図る。





道路事業位置図

【無電柱化事業】

(1) 金沢城お堀通り（橋場・若宮線）無電柱化事業

- ・（整備主体）：金沢市
- ・（事業期間）：平成 20～24 年度
- ・（位置及び区域）：大手町、丸の内地内
- ・（事業の概要）

金沢城大手門前の通り（お堀通り 約 320m 区間）において、無電柱化の整備を行う。

- ・（支援措置）：社会資本整備総合交付金
（都市再生整備計画事業：平成 21～24 年度）
- ・（事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

金沢の歴史的風致の中心を成す金沢城跡（国史跡）の正面に位置する大手門側に造られた大手堀に隣接する道路である。当該区域において、歴史にふれあいながら散策できる安全な歩行空間の整備や、美しい都市景観の形成を図るための無電柱化を行うことで、金沢城周辺の歴史的風致の維持及び向上を図る。

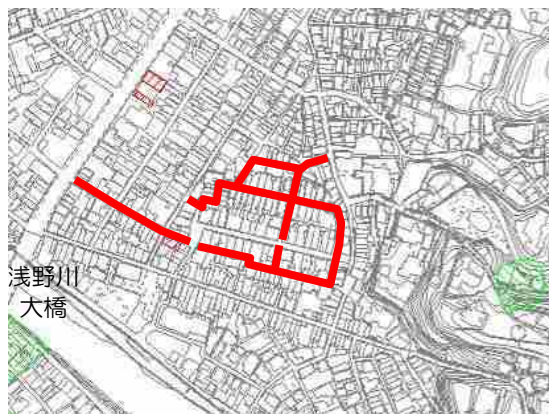


(2) ひがし茶屋街無電柱化事業

- ・ (整備主体) : 金沢市
- ・ (事業期間) : 平成 23～29 年度
- ・ (位置及び区域) : 東山 1 丁目地内
(重要伝統的建造物群保存地区内)
- ・ (事業の概要)

重要伝統的建造物群保存地区である東山ひがしの一番丁、三番丁、四番丁通り、及び観光バス駐車場からひがし茶屋街までのアプローチとなるルート (計 L=約 660m) において無電柱化を行う。
- ・ (支援措置) : 社会資本整備総合交付金
(道路事業に関連する効果促進事業:平成 23～24 年度)
防災・安全交付金
(道路事業に関連する効果促進事業:平成 25～26 年度)
市単独事業 (平成 28 年度)
防災・安全交付金 (道路事業:平成 29 年度)
- ・ (事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

東山ひがしはメイン通りである二番丁通りのみ無電柱化されている。東山ひがしの一番丁、三番丁、四番丁通りや観光駐車場からのアプローチ通りにおいて、美しい都市景観の形成を図るための無電柱化を行うことで、茶屋街としての歴史的風致の維持及び向上を図る。



(3) 尾山神社参道無電柱化事業

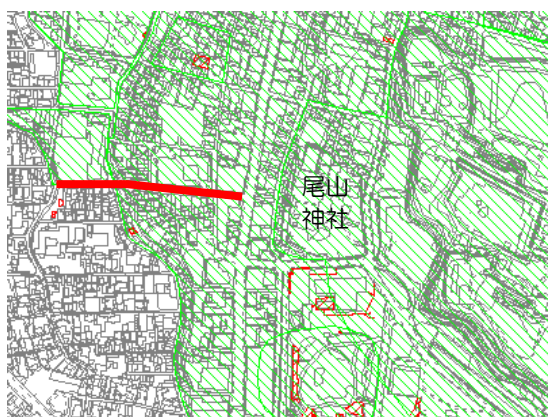
- ・ (整備主体) : 金沢市
- ・ (事業期間) : 平成 21～28 年度
- ・ (位置及び区域) : 南町～長町 1 丁目地内
- ・ (事業の概要)



尾山神社正面に通じる通りの約 350m 区間において、無電柱化を行う。

- ・ (支援措置) : 社会資本整備総合交付金
(都市再生整備計画事業 : 平成 21～28 年度)
- ・ (事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

尾山神社は明治時代に金沢城内の藩主別邸であった金谷御殿の跡に建てられ、尾山神社神門は国指定重要文化財（建造物）である。その正面に位置する道路について、歴史にふれあいながら散策できる安全な歩行空間の整備や、美しい都市景観の形成を図るための無電柱化を行うことで、金沢城周辺の歴史的風致の維持及び向上を図る。



(4) 木倉町通り無電柱化事業

- ・ (整備主体) : 金沢市
- ・ (事業期間) : 平成 19～24 年度
- ・ (位置及び区域) : 木倉町地内
- ・ (事業の概要)



旧町名復活をした木倉町地内の木倉町通り (L=約 240m) 区間において無電柱化を行う。

- ・ (支援措置) : 社会資本整備総合交付金
(都市再生整備計画事業 : 平成 21～23 年度)
- ・ (事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

藩政期の初め頃、藩の材木蔵があったということで木倉町と名付けられた。平成 15 年に金沢市で 4 番目の旧町名を復活した町である。歴史にふれあいながら散策できる安全な歩行空間の整備や、美しい都市景観の形成を図るための無電柱化を行うことで、旧町人居住地における歴史的風致の維持及び向上を図る。



(5) 香林坊（国道 157 号～鞍月用水）無電柱化事業

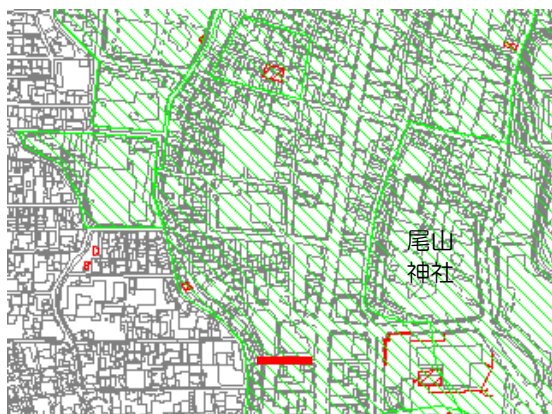
- ・（整備主体）：金沢市
- ・（事業期間）：平成 29 年度
- ・（位置及び区域）：香林坊 2 丁目、南町地内
- ・（事業の概要）



国道 157 号から鞍月用水までの約 80m 区間の無電柱化を行う。

- ・（支援措置）：市単独事業
- ・（事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

近隣には金沢城跡や尾山神社、鞍月用水があり、歴史遺産を巡る上で重要なルートに位置づけられる。歴史にふれあいながら散策できる安全な歩行空間の整備や、美しい都市景観の形成を図るための無電柱化を行うことで、金沢城周辺の歴史的風致の維持及び向上を図る。



(6) 香林坊2丁目地内(鞍月用水沿い)無電柱化事業

- ・(整備主体) : 金沢市
- ・(事業期間) : 平成 29 年度
- ・(位置及び区域) : 香林坊2丁目、片町2丁目地内
- ・(事業の概要)

歴史的用水である鞍月用水沿い(L=約120m)の無電柱化を行う。

- ・(支援措置) : 市単独事業
- ・(事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

歴史的用水である鞍月用水(西外惣構)沿いのせせらぎ通りは、用水の開渠化に合わせ無電柱化や道路整備を行ってきた。この区間はかつて城下の要所であった香林坊橋からせせらぎ通りへつながるルートであり、歴史にふれあいながら散策できる安全な歩行空間の整備や、美しい都市景観の形成を図るための無電柱化を行うことで、用水及び金沢城周辺の歴史的風致の維持及び向上を図る。



(7) 旧北国街道（ふくろう通り）無電柱化事業

- ・（整備主体）：金沢市
- ・（事業期間）：平成 27～29 年度
- ・（位置及び区域）：袋町、尾張町 2 丁目地内
- ・（事業の概要）



旧町名復活した袋町地内において約 370m 区間の無電柱化を行う。

- ・（支援措置）：社会資本整備総合交付金
（都市再生整備計画事業：平成 27～29 年度）
- ・（事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

当区間は旧北国街道であり歴史的建造物が点在している。また、平成 19 年に金沢市で 8 番目に旧町名が復活した区域でもあり、歴史にふれあいながら散策できる安全な歩行空間の整備や、美しい都市景観の形成を図るための無電柱化を行うことで、旧町人居住地における歴史的風致の維持及び向上を図る。



(8) 大手門中町通り整備事業（再掲）

- ・（整備主体）：金沢市
- ・（事業期間）：平成 18～21 年度
- ・（位置及び区域）：大手町～尾張町 1 丁目地内
- ・（事業の概要）

大手門前から尾張町までの約 300m 区間において、無電柱化、両側歩道の設置、史実に基づいた「せせらぎ」の整備を行う。

- ・（支援措置）：まちづくり交付金（平成 16～21 年度）
- ・（事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

大手門中町通りは、金沢城の大手門正面に位置し、藩政期には参勤交代の行列が通った由緒ある通りであり、今もなお当時の道路形態を留めている。当該箇所を整備することで、金沢城公園をはじめ周辺の尾張町界限や、主計町・東山ひがし茶屋街等の文化財・文化施設と連携した、回遊性の向上や地域の賑わいの創出など、「お城の正面玄関にふさわしいまちづくり」が可能となる。

(9) 玉川公園周辺整備事業（再掲）

- ・（整備主体）：金沢市
- ・（事業期間）：平成 29 年度
- ・（位置及び区域）：高岡町、玉川町地内
- ・（事業の概要）

西外惣構復元整備と併せ、近世史料館前までの約 360m 区間において無電柱化、道路修景整備を行う。

- ・（支援措置）：市単独事業
- ・（事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

玉川公園周辺は、近世史料館、玉川図書館、玉川こども図書館など、文教施設が隣接している。歴史遺産である西外惣構の復元と連携し、教育・文化ゾーンとしての魅力を高め、歴史にふれあいながら散策できる安全な歩行空間を確保することで、市民が歴史的風致に親しむことができるような環境整備を図る。

(10) 旧鶴来街道（蛤坂）修景整備事業（再掲）

- ・（整備主体）：金沢市
- ・（事業期間）：平成 29 年度
- ・（位置及び区域）：寺町 5 丁目、野町 1 丁目地内
- ・（事業の概要）

旧鶴来街道にある蛤坂（L=約 200m）において、無電柱化、道路修景整備を行う。

- ・（支援措置）：市単独事業
- ・（事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

蛤坂は、藩政期「幕府巡見使道」として整備された旧鶴来街道の起点にあたる坂である。藩政期に起きた大火によって焼けたあとが、蛤が口を開けたような形であったことから、この名が付いた。

周辺界限には 3 寺院群の一つである寺町寺院群が形成されている。また、この街道沿いにはこまちなみ保存区域である「旧蛤坂町・泉寺町区域」があり、町家や寺社が建並ぶ独特な歴史的風致を形成している。当該街道の歴史的・文化的価値に配慮するため、関係機関と連携し、無電柱化と道路の修景整備を行う。

(11) 旧鶴来街道（県道～六斗広見）修景整備事業（再掲）

- ・（整備主体）：金沢市
- ・（事業期間）：平成 28～29 年度
- ・（位置及び区域）：野町 1 丁目、野町 3 丁目、寺町 5 丁目地内
- ・（事業の概要）

野田往還から六斗の広見までの約 350m 区間において、無電柱化、道路修景整備を行う。

- ・（支援措置）：社会資本整備総合交付金
（都市再生整備計画事業：平成 28～29 年度）
- ・（事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

当街道は藩政期「幕府巡見使道」として整備された道路であり、鶴来街道と呼ばれ、周辺界限には 3 寺院群の一つである寺町寺院群が形成されている。また、この街道沿いにはこまちなみ保存区域である「旧蛤坂町・泉寺町区域」があり、町家や寺社が建並ぶ独特な歴史的風致を活かすため無電柱化と道路の修景整備を行う。

(12) 大野庄用水沿い整備事業（再掲）

- ・（整備主体）：金沢市
- ・（事業期間）：平成 28～29 年度
- ・（位置及び区域）：片町 2 丁目、長町 2 丁目地内
- ・（事業の概要）

大野庄用水護岸修景整備と併せ、中央通り口交差点から約 70m の区間において、無電柱化、道路修景整備を行う。
- ・（支援措置）：社会資本整備総合交付金
（都市再生整備計画事業：平成 28～29 年度）
- ・（事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

金沢で最も古い用水である大野庄用水は、灌漑、防火、防御、融雪などの多目的用水であったと同時に、金石港から大量の木材を運ぶために造られたことから、金沢城築城に大きな役割を果たしたといわれている。用水の歴史的・文化的価値に配慮するため、関係機関と連携しつつ、まちなかの大野庄用水の護岸を順次整備するとともに隣接道路において無電柱化及び修景整備を行う。このことにより、旧武士居住地である長町武家屋敷群の歴史的な街並みを保全し、周辺環境との調和を図る。

(13) 旧新町通り修景整備事業（再掲）

- ・（整備主体）：金沢市
- ・（事業期間）：平成 28～29 年度
- ・（位置及び区域）：尾張町 2 丁目、下新町地内
- ・（事業の概要）

こまちなみ保存区域である「旧新町区域」の約 320m 区間において、無電柱化を行う。
- ・（支援措置）：防災・安全交付金（道路事業：平成 28～29 年度）
- ・（事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

主計町重要伝統的建造物群保存地区に隣接する「旧新町」は、軒や格子が連なる町家の街並みを今もなお色濃く残し、主計町と一体となった歴史的風致を形成している。区域内において旧町人居住地の歴史と風格を生かす落ち着いた無電柱化を行う。

(14) 本多歴史の森周辺無電柱化事業（再掲）

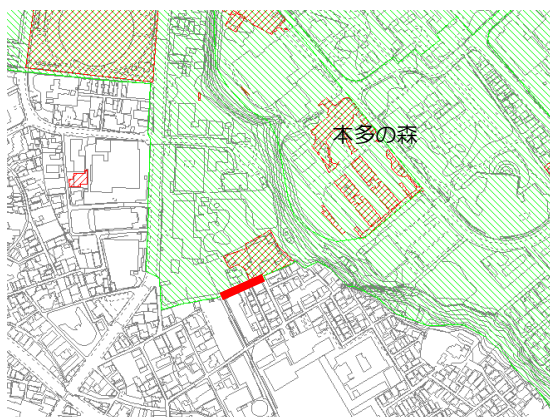
- ・（整備主体）：金沢市
- ・（事業期間）：平成 21～23 年度
- ・（位置及び区域）：本多町 3 丁目地内
- ・（事業の概要）

本多通りから鈴木大拙館（仮称）までの約 210m 区間において、無電柱化の整備を行う。

- ・（支援措置）交通安全施設等整備事業（平成 21 年度）、
社会資本整備総合交付金（道路事業：平成 22～23 年度）
- ・（事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

特別名勝兼六園の西側に隣接する、本多の森公園から大乘寺坂にかけての区域は、加賀八家筆頭家老であった本多家の屋敷跡であり、本多家の庭園遺構である松風閣庭園（市指定名勝）をはじめ、旧中村邸や中村記念美術館、歴史博物館など多くの歴史文化施設が集積している。加えて起伏に富んだ地形に存する豊かな自然や坂路が金沢特有の魅力を醸し出しており、本市の重要な歴史文化ゾーンのひとつである。

この区域において、道路の修景や緑地等の整備を行うとともに、海外に対しても強い発進力を有する新たな文化施設として鈴木大拙記念館を整備し、散策路等で区域内の歴史文化施設をつなぐことにより、人々が本市の貴重な歴史文化に触れ、自然を感じ取りながら、落ち着いて思索にふけることができる散策空間の創出を図る。



(15) 犀川左岸（桜橋詰）無電柱化事業

- ・（整備主体）：金沢市
- ・（事業期間）：平成 21～24 年度
- ・（位置及び区域）：清川町、寺町 3 丁目地内
- ・（事業の概要）



犀川左岸（桜橋詰）及び桜坂（計 L＝約 350m）において無電柱化を行う。

- ・（支援措置）交通安全施設等整備事業（平成 21 年度）、
社会資本整備総合交付金（道路事業：平成 22～24 年度）
- ・（事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

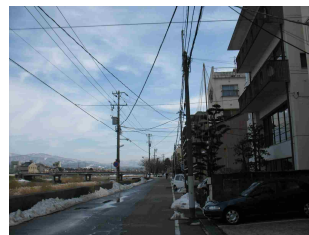
桜橋詰には医王山系の山並みを背景とした犀川が流れ、「石伐坂（W 坂）」や「桜坂」など藩政時代に由来する名の坂路もあり、そこからの眺望は、本市の景観上極めて重要な区域となっている。

この区域において、無電柱化や道路の修景など、面的な整備を行うことにより、この界隈の回遊性の向上を図る。



(16) 犀川左岸（犀星のみち）無電柱化事業

- ・（整備主体）：金沢市
- ・（事業期間）：平成 29 年度
- ・（位置及び区域）：清川町、寺町 5 丁目地内
- ・（事業の概要）



犀川左岸（桜橋詰）から犀川大橋詰までの約 690m 区間において、無電柱化を行う。

- ・（支援措置）：市単独事業
- ・（事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

桜橋から犀川大橋の間、兩岸の道は、金沢の「三文豪」の一人である室生犀星が、犀川のほとりに生まれ、詩人として小説家として名を高めたことから「犀星のみち」と名付けられ、広く市民から親しまれている。人々が本市の貴重な歴史文化に触れ、自然を感じ取りながら、落ち着いて思索にふけることができる散策空間の創出を図るため、安全な歩行空間の整備や、美しい都市景観の形成を図るための無電柱化を行うことで、河川における歴史的風致の維持及び向上を図る。



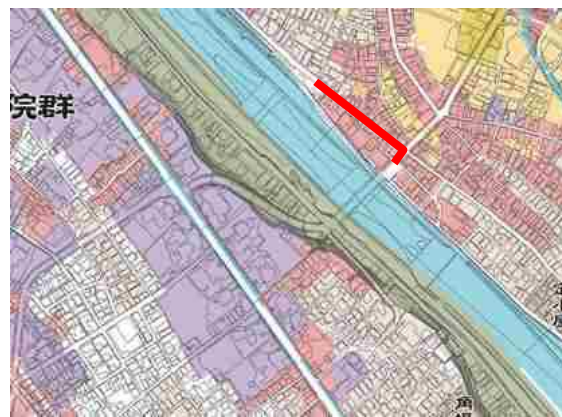
(17) 犀川右岸（犀星のみち）無電柱化事業

- ・（整備主体）：金沢市
- ・（事業期間）：平成 29 年度
- ・（位置及び区域）：中川除町、川岸町、幸町地内
- ・（事業の概要）

犀川右岸桜橋詰から室生犀星文学碑までの約 200m 区間において無電柱化を行う。

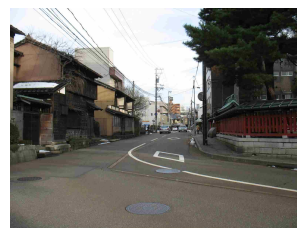
- ・（支援措置）：市単独事業
- ・（事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

桜橋から犀川大橋の間、兩岸の道は、金沢の「三文豪」の一人である室生犀星が、犀川のほとりに生まれ、詩人として小説家として名を高めたことから「犀星のみち」と名付けられ、広く市民から親しまれている。人々が本市の貴重な歴史文化に触れ、自然を感じ取りながら、落ち着いて思索にふけることができる散策空間の創出を図るため、安全な歩行空間の整備や、美しい都市景観の形成を図るための無電柱化を行うことで、河川における歴史的風致の維持及び向上を図る。



(18) 金沢城お堀通り（尾崎神社前）無電柱化事業

- ・（整備主体）：金沢市
- ・（事業期間）：平成 29 年度
- ・（位置及び区域）：西町四番丁、丸の内、大手町、博労町地内

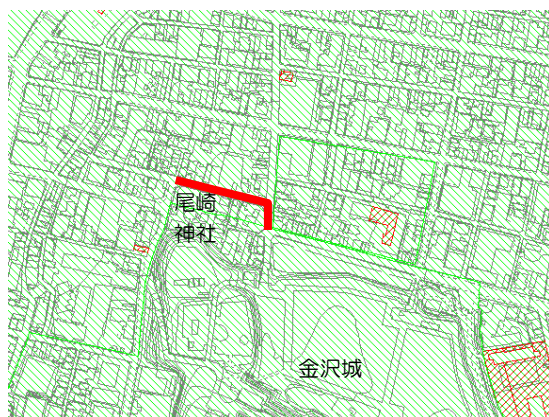


- ・（事業の概要）

お堀通りの金沢城黒門前から尾崎神社までの約 190m区間の無電柱化を行う。

- ・（支援措置）：市単独事業
- ・（事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

尾崎神社は寛永時代に金沢城北の丸に建てられた東照宮である。明治に入り現在地に移転したが、現存する最古の金沢城関係の建造物で、尾崎神社本殿はか国指定重要文化財（建造物）となっている。その側面に位置する道路について、かつて前田利家入城前まで金沢城の正門であった金沢城黒門までの区間を、歴史にふれあいながら散策できる安全な歩行空間の整備や、美しい都市景観の形成を図るための無電柱化を行うことで、金沢城周辺の歴史的風致の維持及び向上を図る。



(19) 主計町（源法院前）無電柱化事業

- ・（整備主体）：金沢市
- ・（事業期間）：平成 22～23 年度
- ・（位置及び区域）：主計町、下新町地内
- ・（事業の概要）



重要伝統的建造物群保存地区である主計町（源法院前）及びこまちなみ保存区域である「旧新町区域」（計 L＝約 150m）の無電柱化を行う。

- ・（支援措置）：社会資本整備総合交付金
（道路事業に関連する効果促進事業：平成 22～23 年度）
- ・（事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

主計町はメイン通りの浅野川沿いのみ無電柱化されている。源法院前をはじめ、区域内の未整備区間の無電柱化と同時に、あかり坂で結ばれる旧新町区域の道路の無電柱化により、歴史と風格を生かす落ち着いた整備を行うことで、茶屋街及び旧町人居住地の歴史的風致の維持及び向上を図る。



(20) 金沢城お堀通り（裁判所前）無電柱化事業

- ・（整備主体）：金沢市
- ・（事業期間）：平成 22～28 年度
- ・（位置及び区域）：大手町、丸の内地内
- ・（事業の概要）



裁判所前の約 130m 区間及びお堀通りの白鳥路前から国道 159 号大手町交差点前までの約 210m 区間の無電柱化を行う。

- ・（支援措置）：社会資本整備総合交付金（道路事業：平成 22～24 年度）
防災・安全交付金（道路事業：平成 24～28 年度）
- ・（事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

現在の裁判所は、藩政期時代においても加賀藩の公事場があった場所にあり、金沢城周辺の歴史的風致に密接な関わりのある地である。当該区域及び金沢城跡（国史跡）の正面に位置する大手門側に造られた大手堀に隣接するお堀通りにおいて、歴史にふれあいながら散策できる安全な歩行空間の整備や、美しい都市景観の形成を図るための無電柱化を行うことで、金沢城周辺の歴史的風致の維持及び向上を図る。

